

固定資産税に関する情報の公開について

平成 14 年 11 月 20 日  
財 政 部

1 縦覧制度の改正（地方税法第 415 条・第 416 条・第 419 条関係）

固定資産税の納税義務者等に対して価格等を知らせることにより、課税内容を早期に確定させることを目的として固定資産課税台帳を縦覧することとされていたが、地方税法の改正により納税者が他の土地や家屋と比較して評価額が適正であるかどうかを確認できるように縦覧帳簿を備え、固定資産(土地・家屋)税の納税者に縦覧することとされた。

2 固定資産課税台帳の閲覧制度の法制化（地方税法第 382 条の 2・第 387 条・政令第 52 条の 14・省令第 12 条の 4 関係）

この縦覧制度の改正により、納税者に縦覧する帳簿が縦覧帳簿に改められることに伴い、納税義務者に対して固定資産課税台帳を開示することを制度的に位置付ける必要性や、借地借家人等に対して使用又は収益の対象となる固定資産の課税標準額等の情報を開示するためには、法令に位置付けることが適当であるとして、閲覧制度が法制化された。閲覧手数料は 300 円とする。ただし、縦覧期間中における納税義務者の閲覧手数料は無料とする。

なお、納税通知書には、固定資産(土地・家屋)の閲覧に供する内容と同様の「課税明細書」を綴り込みしている。

3 固定資産評価審査委員会への審査申出期間の改正（地方税法第 432 条関係）

固定資産評価審査委員会への審査申出期間は、縦覧期間の初日から納税通知書を受けた日後 30 日までとしていたが、固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた後 60 日までと改められた。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	...
改正前		縦覧 審査申出	3/1~20 縦覧できるのは、本人資産のみ 3/1~納税通知書受付後30日まで				
改正後			縦覧 閲覧 審査申出	4/1~4/20又は納期限の日まで 他の土地や家屋の価格との比較可能 本人資産・借地借家資産等については常に閲覧可能 課税台帳に登録した旨の公示の日から納税通知書受付後60日			